日本技能教習所有限会社

長野労働局長登録教習機関　登録番号第７９号

登録有効期間満了日　２０２９年3月３０日

玉掛け技能講習実施要項

１　趣　　旨　　労働安全衛生法第６１条第１項・同法施行令第２０条16号に規定されている玉掛けの技能講習で、本講習を修了した者には修了証を交付し、玉掛け業務に従事する資格を付与する。

２　法令による資格区分

玉掛け作業は、使用するクレーン・移動式クレーン及びデリックのつり上げ荷重（質量）または、揚貨装置の制限荷重（質量）に応じて、法令により次の表のように定められている。

つり上げ荷重又は制限荷重	１トン未満	１トン以上
クレーン 移動式クレーン デリック 揚貨装置	１玉掛け技能講習を修了した者 ２玉掛け特別教育を修了した者	玉掛け技能講習を修了した者

以上のように、玉掛け作業は、玉掛けをする荷の質量ではなく、つり上げるクレーン・移動式クレーン及びデリックのつり上げ荷重によって、また、揚貨装置は制限荷重によって、玉掛けに就くことができる者の資格を定めている。

３　講習実施者　　日本技能教習所有限会社

共　　催　　長野県商工会連合会北信支所

４　講習開催日　　令和９年１月２０日（水）～１月２２日（金）３日間

初日　受付　AM８時から　集まり次第開校

５　講習　場所　　日本技能教習所有限会社

長野市川中島町御厨２２３８－１（長野南運動公園隣）

6　講　習　科　目

学科　講習

1	クレーン等に関する知識	1　時間
2	クレーン等の玉掛けに必用な力学に関する知識	3　時間
3	クレーン等の玉掛けの方法	7　時間
4	関係法令	1　時間

実技　講習

1	玉掛けに必要な合図	1　時間
2	クレーン等の玉掛け	6　時間
	計　　3日間	19　時間

7　受講料・受講資格等

区　　分	第1コース	第2コース	第3　コース
受講資格	科目免除の無い者	（玉掛け補助作業の業務等に6ケ月以上従事した経験を有する者に対する特例） つり上げ荷重1トン以上のクレーン・移動式クレーン・デリック又は、制限荷重が1トン以上の楊貨装置の玉掛けの業務に6ヶ月以上就いた経験のある者	1クレーン運転士免許・移動式クレーン運転士免許、デリック運転士免許・楊貨装置運転士免許を受けた者 2床上操作式クレーン・小型移動式クレーン運転技能講習修了者
受講　日　数	3日	2　日	2　　日
講習　時　間	19時間	16　時間	15　時間
受　講　料	23，000円	20，000円	19，000円
教　本　代	1，500円	1，500 円	1，500円

第2コースの方は受講申込書の下段の証明欄に記入して証明してください。
第3コースの　資格をお持ちの方は免許･修了証の写しを添付してください.

8　修了証の交付　　全科目を受講した者に対して、修了試験を行い合格はした者に対して修了証を交付する。（即日発行）

９　受講　申込　　受講申込は、所定の受講申込書により写真２枚（2.0X2,5）
添えて締切日までにお申込をしてください。
なお、受講資格による受講者本人の所有する技能講習の免許等の写し、また、本人確認のため自動車免許証の写しを添付してください。

１０　携　帯　品　　学科　　筆記用具(学科試験にひつわぅですので鉛筆持参)
実技　　ヘルメツト　　実技のできる服装　　軍手等

１１　その他　　ご不明の点が有りましたら下記までご連絡ください。

連絡先　　日本技能教習所有限会社
長野市川中島町御厨２２３８－１６
電話　026－214－2806
FAX　026－214－2809